

## 一関市病院事業介護部門感染対策指針

### 1. 感染症対策に関する基本理念

- ・ 介護サービスの利用者は一般に感染症に対する抵抗力が弱く、職員が感染症を媒介してしまうリスクがあることを理解し、適切な感染予防対策を着実にこなす必要がある。
- ・ 感染対策を徹底し感染症の発生を無くすことが目標ではあるが、完全に感染症を予防することが必ずしも容易ではなく、感染症が発生した場合に感染拡大を防止することが求められる。
- ・ 感染症の重症化リスクが高い高齢者等に対して介護サービスを安全かつ継続的に提供するため、更には職員自身の健康を守る取り組みとして一関市病院事業介護部門の基本的な考え方としてこの指針を定める。

### 2. 感染症

- ・ 各事業所において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、次のものが挙げられる。
  - ①利用者及び職員にも感染症が起これり、媒介者となりうる感染症  
インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
  - ②健康的な人に感染症を起こすことは少ないが、感染抵抗性の低下した人に発生する感染症  
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA）、緑膿菌感染症等の薬剤耐性菌による感染症等
  - ③血液、体液を介して感染する感染症  
肝炎（B型肝炎、C型肝炎）、梅毒等

### 3. 感染管理体制の整備

- ・ 感染対策を推進するため、次の事業所毎に感染対策委員会を置く。
  - ①老健ふじさわ
  - ②特別養護老人ホーム光栄荘（ふじさわデイサービスセンターを含む。）
  - ③暮らしのケアサポートセンター（ふじさわ訪問看護ステーション、ふじさわ居宅介護支援事業所、ふじさわ地域包括支援センター）
- ・ 感染対策委員会は、医療的な知見に基づき全体として統一した対応が望ましいことから、一関市病院事業藤沢病院感染対策委員会及び感染制御チームと連携した活動を行い、当該委員会及びチームに参加する。
- ・ 感染対策委員会の担当事項は次のとおりとする。
  - ①事業所の感染対策に関すること。
  - ②感染症対策指針、マニュアル等の整備・見直しに関することの整備に関すること。
  - ③感染症対策研修の実施に関すること
  - ④感染症対策に関する職員へ啓蒙（周知・徹底）に関すること。
  - ⑤感染対策訓練（シミュレーション）の企画・実施に関すること。

#### 4. 研修の開催

- ・ 感染症や感染症対策の意識の醸成、基礎的知識の普及、感染症対策に対する理解を深める教育を目的とした研修及び訓練（シミュレーション）を開催する。
- ・ 研修及び訓練は、全ての職員を対象として年2回以上実施する。
- ・ 感染対策研修を受けたことが無い新任職員に対しては、採用後2ヵ月以内に基本的な研修を実施する。

#### 5. 予防接種

- ・ 予防接種が可能な感染性疾患に対しては、接種率を高めることが最大の制御策であり、ワクチン接種によって感染が予防できる疾患については、適切にワクチン接種を行う。

#### 6. 感染症発生時の対応に対する基本方針

- ・ 感染症が発生した場合、利用者の生命や身体に重大な影響が生じないように、また職員が媒介することがないように、エビデンスに基づいた合理的対応策により利用者の保護及び安全の確保を最優先とする必要な措置を講じるものとし、迅速に下記のことを行なう。
  - ①発生状況の把握
  - ②必要な感染対策の実施
  - ③関係部門との情報共通、関係機関への連絡・連携
  - ④利用者及び家族に対して、感染制御の基本についても説明し、理解を得た上で、必要な協力を求める。

#### 7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- ・ 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができるものとし、ホームページにおいて閲覧が可能な状態とする。

沿革 令和6年3月25日 制定

令和7年4月1日 改正